

令和2年度島根県一般会計補正予算（第5号）、島根県母子  
父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）、島根県中小  
企業近代化資金特別会計補正予算（第2号）及び島根県中小  
企業制度融資等特別会計補正予算（第4号）の知事専決処分  
について

令和2年7月28日  
総務部財政課

## 1 補正予算の趣旨

令和2年7月13日からの大雨による被害への対策を講じる必要から、地方自治  
法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

## 2 専決処分日 令和2年7月28日（火）

## 3 補正予算の内容

### (1) 一般会計

- ① 補正予算額 342,731 千円  
(補正後の一般会計予算額 499,250,954 千円)

### ② 内訳

#### [歳出予算]

- |            |            |
|------------|------------|
| ・ 被災者等への支援 | 118,545 千円 |
| ・ その他      | 224,186 千円 |
| 合 計        | 342,731 千円 |

#### [歳入予算]

- |         |            |
|---------|------------|
| ・ 繰越金   | 342,065 千円 |
| ・ 国庫支出金 | 666 千円     |
| 合 計     | 342,731 千円 |

[債務負担行為]

・ 災害援護資金利子補給金	1,518 千円
・ 生活福祉資金利子補給金	134 千円
・ 大雨農業被害対策特別資金利子補給金	194 千円
・ 大雨農業被害対策特別資金保証料補給金	430 千円

## (2) 母子父子寡婦福祉資金特別会計

[債務負担行為]

・ 母子父子寡婦福祉資金利子補給金	80 千円
-------------------	-------

## (3) 中小企業近代化資金特別会計

① 補正予算額	1,067 千円
(補正後の中小企業近代化資金特別会計予算額 902,878 千円)	

### ② 内訳

[歳出予算]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	1,067 千円
-----------------	----------

[歳入予算]

・ 一般会計繰入金	1,067 千円
-----------	----------

[債務負担行為]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	4,667 千円
・ 設備貸与資金損失補償金	50,000 千円

## (4) 中小企業制度融資等特別会計

① 補正予算額	682,693 千円
(補正後の中小企業制度融資等特別会計予算額 50,038,999 千円)	

② 内訳

[歳出予算]

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ・ 中小企業制度融資貸付金   | 666,666 千円 |
| ・ 中小企業制度融資利子補給金 | 16,027 千円  |

[歳入予算]

- |           |            |
|-----------|------------|
| ・ 貸付金元利収入 | 666,666 千円 |
| ・ 一般会計繰入金 | 16,027 千円  |

[債務負担行為（補正による増額分）]

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ・ 中小企業制度融資保証料補給金 | 151,875 千円 |
| ・ 中小企業制度融資利子補給金  | 112,500 千円 |
| ・ 中小企業制度融資損失補償金  | 120,000 千円 |

# 補 正 項 目

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課																										
	被災者生活再建支援事業	37,500	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象被災世帯</th> <th>損害基準判定</th> <th>対象世帯への最大支援額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大規模 半壊</td> <td style="text-align: center;">建設 又は購入</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一部破損</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯		損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊		50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模 半壊	建設 又は購入	40%以上 50%未満	250万円	補修	150万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	半壊		20%以上 40%未満	100万円	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	一部破損		10%以上 20%未満	40万円
対象被災世帯		損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																										
全壊		50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																										
大規模 半壊	建設 又は購入	40%以上 50%未満	250万円																											
	補修		150万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																										
半壊		20%以上 40%未満	100万円	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																										
一部破損		10%以上 20%未満	40万円																											
<p>※半壊及び一部破損の支援は実費の範囲内                  ※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額                  ※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2                  ※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																														
新	被災者生活再建臨時支援事業	15,000	「平成30年7月豪雨」で被災した世帯が、「令和2年7月13日からの大雨」で再度被災した場合、生活再建に必要な経費を臨時的に支援 [対象経費] 生活再建に必要な家電(テレビ、冷蔵庫等)や家具等の購入又は修理費	防 災 部 [防災危機管理課]																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象被災世帯</th> <th>損害基準判定</th> <th>対象世帯への最大支援額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県10/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大規模 半壊</td> <td style="text-align: center;">建設又は購入</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一部破損</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">8万円</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯		損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊		50%以上	60万円	県10/10	大規模 半壊	建設又は購入	40%以上 50%未満	50万円	補修	30万円	半壊		20%以上 40%未満	20万円	一部破損		10%以上 20%未満	8万円		
対象被災世帯		損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																										
全壊		50%以上	60万円	県10/10																										
大規模 半壊	建設又は購入	40%以上 50%未満	50万円																											
	補修		30万円																											
半壊		20%以上 40%未満	20万円																											
一部破損		10%以上 20%未満	8万円																											
<p>※支援額は実費の範囲内                  ※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額                  ※被災した世帯に対しては、市町村を経由して支援</p>																														

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	被災児童・生徒の支援	7,352	<p>大雨により被災した児童・生徒を授業料の減免等により支援</p> <p>[転入学を問わず支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書等図書費、学用品の支援</li> <li>・授業料の減免</li> </ul> <p>[転入学の場合に支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学検定料、入学料の免除</li> <li>・寮費、入寮支度金等の免除</li> <li>・施設整備費の免除 (私学のみ)</li> </ul>	<p>総務部</p> <p>[総務課]</p> <p>教育委員会</p> <p>[学校企画課]</p> <p>[特別支援教育課]</p>
	<p>災害援護資金等利子補給事業</p> <p>(一部特別会計)</p>	【制度適用】	<p>各種貸付制度において、大雨により被害を受けた世帯等を対象として、貸付利率が0%となるよう利子補給を実施</p> <p>[対象貸付制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害援護資金</li> <li>・生活福祉資金</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金</li> </ul>	<p>健康福祉部</p> <p>[地域福祉課]</p> <p>[青少年家庭課]</p>

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	大雨災害対策特別資金	16,027	<p>大雨により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>加えて、被災した事業者で、平成30年7月豪雨災害対策特別資金の融資を受けた事業者については保証料を全期間0%(不要)とし、同特別資金に限り既往債務の借換にも対応</p> <p>[融資枠] 30億円  [資金使途] 設備資金、運転資金  借換資金(※)</p> <p>※被災した事業者について、平成30年7月豪雨災害対策特別資金の既往債務に限る</p> <p>[融資限度額] 1億2,000万円  [融資利率]  ・当初3年間 0%  ・4年目以降 1.25%(責任共有)  1.10%(責任共有外)</p> <p>[保証料率]  ・当初3年間 0%(※)  ・4年目以降 0.2~1.05%(責任共有)  0.2~1.20%(責任共有外)</p> <p>※被災した事業者で、平成30年7月豪雨災害対策特別資金の融資を受けた事業者については、設備資金及び運転資金について保証料を全期間0%(不要)</p>	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	県単設備貸与事業	1,067	<p>大雨により被害を受けた中小企業者が、しまね産業振興財団の設備貸与を受けた場合に、当初3年間の割賦損料率が0%となるための割賦損料補給等を実施</p> <p>[実施主体] しまね産業振興財団  [貸与枠] 1億円  [貸与限度額] 100万円～5,000万円  [割賦損料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初3年間 0%</li> <li>・4年目以降 1.60%</li> </ul> <p>[返済期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則10年以内</li> <li>・公害設備は15年以内</li> </ul>	商工労働部 [中小企業課]
新	被災地域における事業継続緊急支援事業	41,500	<p>被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、大雨により被害を受けた事業者の事業継続に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>加えて、「平成30年7月豪雨」で被災した事業者が再度被災した場合、助成上限額を引き上げ</p> <p>[実施主体] 市町村</p> <p>[対象業種] 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種</p> <p>[対象経費] 施設設備改修費、備品購入費等</p> <p>[県助成上限額] 100万円</p> <p>※「平成30年7月豪雨」で被災した事業者が再度被災した場合 150万円</p> <p>[負担割合] 県1/3・市町村1/3・事業者1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課						
新	大雨農業被害対策特別資金 (予算額の内訳) <table border="1" data-bbox="268 510 683 663"> <tr> <td>現年度分</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>  利子補給金</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>  保証料補給金</td> <td>67</td> </tr> </table>	現年度分	99	利子補給金	32	保証料補給金	67	99	<p>大雨により被害を受けた農業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>加えて、被災した農業者で、平成30年7月豪雨農業被害対策資金の融資を受けた農業者については、保証料を全期間0%（不要）とする対応を実施</p> <p>[融資枠] 5,000万円 （当初予算計上済み）</p> <p>[資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額]</p> <p>施設等資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 1,500万円</li> <li>・法人等 3,000万円</li> </ul> <p>[融資利率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初3年間 0%</li> <li>・4年目以降 0.15%</li> </ul> <p>[保証料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初3年間 0%</li> <li>・4年目以降 0.2%</li> </ul> <p>※被災した農業者で、平成30年7月豪雨農業被害対策資金の融資を受けた農業者については、保証料を全期間0%（不要）</p>	農林水産部 [農業経営課]
現年度分	99									
利子補給金	32									
保証料補給金	67									
	農業復旧対策事業	【制度適用】	<p>大雨により被害を受けた農業用の施設や機械などの復旧を支援するため、復旧に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[対象経費]</p> <p>農業用施設の撤去費、農業機械の復旧費 など</p> <p>[助成対象]</p> <p>認定農業者、農業法人、集落営農組織など</p> <p>[負担割合]</p> <p>県1/3・市町村1/3・農業者等1/3 など</p>	農林水産部 [農畜産課]						



(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	大雨災害に関する情報提供事業	5,574	大雨被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けに新聞やSNSを活用した広報を実施	政策企画局 [広聴広報課]
	被災地への職員等派遣	24,557	県内の被災地や、全国の大雨災害により被害を受けている被災県に職員等を派遣し、医療、救護、健康相談等を支援 [主な業務内容と派遣職員] ①DMAT（医療救護）：医師・看護師 ②DHEAT（健康危機管理の指揮調整等支援）：医師・保健師 ③健康相談・健康管理：保健師 ④児童相談：児童心理職員 ⑤住家の被害認定業務：建築技師	総務部 [人事課] 健康福祉部 [健康福祉総務課]
	県有施設の復旧事業	3,055	大雨により被害を受けた江津警察署川越駐在所の復旧工事を実施	警察本部
	予備費の復元	191,000	緊急に対応が必要な支出に備え、予備費を復元	総務部 [財政課]